

「良質なテレワークの普及・活用に向けて」の概要

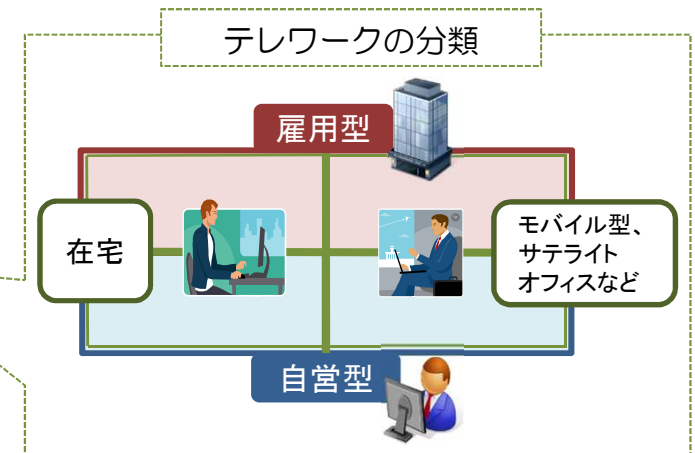
H26.5.9 自由民主党
テレワーク推進特命委員会

- 平成16年6月に自由民主党労働調査会在宅就業・在宅勤務に関する小委員会で中間とりまとめが行われ、政府においてもテレワークを推進する様々な施策が講じられてきた。
- 近年、テレワーク人口は増加傾向にあるものの、テレワーク導入企業は11.5%(平成24年末)に止まり、特に中小規模の企業での導入が進んでいない状況にある。今後の労働力人口の減少を見据え、新たな経済活性化策の一つとして、今こそ新たなテレワークの普及・活用策を打ち出すべきと考える。
- 本特命委員会においては、我が国におけるテレワークの位置づけを明確にし、これからのテレワークの普及・活用に向けた新たな政策的取組の方向性を議論した。
- この提言を基に、平成26年をテレワーク元年として良質なテレワークが広く日本に普及することを期待する。

テレワークの定義・分類

(定義) テレワークとは、個々人の事情や仕事の内容に応じて、ICTを活用し、外出先や自宅、さらには地方都市や、山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない働き方である。

(分類) 雇用型又は自営型という就業形態に関する視点と、在宅型、モバイル型、サテライトオフィスなどという場所に関する視点によって、テレワークの実態を分類することができる。



テレワークの効果と可能性

- ①働く人のメリット…ワーク・ライフ・バランスの実現／育児・介護中の仕事の継続／女性の社会進出
男性の育児参加／高齢者の能力や経験を活かした活躍／障害者の状態に応じた就業／地方での雇用創出
- ②企業のメリット…優秀な人材の確保／育児・介護等による離職の防止／情報通信機器の導入等による業務効率化や高付加価値化等による生産性向上／自然災害等の緊急時における事業の継続性の確保／交通費やオフィス経費などのコスト削減
- ③社会的なメリット…少子高齢社会における労働力の確保／地方の雇用創出による人材流出防止などの地域の活性化

普及・活用についての現状の課題

⇒ ワーク・ライフ・バランスの実現や生産性の向上など、働く人・企業の双方にメリットのある良質なテレワークの普及・活用を図っていくことが重要であり、次のような課題に配慮した普及・活用に努める必要。



- ① 意識改革…テレワークの認知度向上／企業経営上のメリットの発信等による経営者の意識改革／働く人の自己管理やキャリア意識等の向上
- ② 人事労務管理…勤務状況・仕事内容の確認・評価／労働時間の自由度が増すこと等による働き過ぎ／対面でのコミュニケーションの重要性
- ③ 環境整備…テレワークを導入する企業へのノウハウの提供・環境整備への経済的支援／情報セキュリティ確保に関する支援、情報通信基盤の整備促進

テレワークの普及・活用に向けた取組の段階付け

⇒ 効果的にテレワークを普及・活用するため、できるところから実施するものと中長期的に実施するものにかけて取組を進めていくことが重要。

- ① まずは、企業においてテレワークを行う環境を整備し、企業に雇用されている人のテレワークを普及・活用。
- ② その一方、潜在的労働力の掘り起こしや、自営型テレワークの中長期での普及。



日本マイクロソフト株式会社での視察の様子

課題を越えてテレワークを推進するための施策

<できるところから実施するもの>

- テレワークの普及・啓発（テレワーク従事者の実態把握／テレワークの定義・分類・効果についての広報／テレワークデイ・テレワークウィーク創設の検討／企業の経営層等への普及・啓発／省庁におけるテレワークの普及と民間や地方公共団体への波及）
- 企業等のテレワーク導入の支援（テレワーク表彰制度の創設／企業の取組の可視化／セミナー・コンサルティングの実施／テレワークモデルの実証や業界団体への支援／テレワーク導入に関する経済的支援（特に中小企業）／労働時間等設定改善指針の改正等）
- テレワーク導入に資するインフラ整備（携帯電話や超高速ブロードバンドに係る設備の整備支援／情報セキュリティ確保の支援／Wi-Fi環境の整備の促進）
- 育児を行う人や障害者等のテレワーク活用に向けた支援（テレワークによる雇用が可能な企業とのマッチングの促進／育児休業給付の支給にあたっての就労要件の見直し（月10日以下→月80時間以下）／「くるみん」認定基準におけるテレワークの位置づけの明確化の検討／障害者の在宅就業に係る好事例の収集・普及）

<中長期的に取り組むもの>

- 適切な評価指標の設定と実態把握（新たな評価指標の設定・見直し／テレワーカーの生活実態等のきめ細かい把握）
- 地方の活性化に資するテレワークの普及・促進（テレワークセンター整備推進方策の検討）
- 自営型テレワークへの支援（起業意欲のある女性等への低利融資・補助／クラウドソーシングなどのIT化についての支援）



※ テレワークの推進にあたっては、以下の点にも留意し、労働者・企業の双方にメリットのある良質なテレワークの普及・活用を図ることが重要。
⇒ どこでも働くことができるため、働き過ぎてしまうこと。／処遇が低くなる恐れがあること。／国内の業務が減少する恐れがあること。／自営型テレワークについて、企業と働く人の情報格差等があること。

おわりに

- 労働者、企業、社会のすべてがメリットを享受できる良質なテレワークを推進していくことが必要であり、平成27年度の概算要求に盛り込むものなどから、速やかに対応していくことが重要。



第3回テレワーク推進特命委員会でのヒアリングの様子